

平成25年10月3日

厚生労働大臣

田村 憲久 様

特別区長会

会長 西川 太一郎

セーフティネット支援対策等事業費補助金に関する緊急要望

平成25年9月11日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知により、平成25年度セーフティネット支援対策等事業費補助金については、生活困窮者支援モデル事業、生活保護基準改定に伴うシステム改修等の一部の事業に優先配分し、それ以外の事業については約9ヶ月分（約7割）とする旨の内示がありました。

しかし、本補助金を活用して実施する事業は、生活保護制度等の適正かつ適切な運営の確保に資するものが多く、今回の補助金減額は生活保護行政に多大な影響を及ぼすこととなります。

地域社会のセーフティネット機能を強化し、生活保護受給者を含む地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的とする本事業については、継続的かつ適切な実施が図ることができるよう、国の責任において確実に予算措置が講じられるべきであります。

9月27日付の事務連絡によれば、省内において「追加予算の確保等も含めた具体策を検討している」とのことですが、全国の被保護世帯数の1割以上、約17万世帯を抱える特別区として、改めて下記のとおり緊急要望いたします。

記

- (1) 「平成25年度セーフティネット支援対策等事業費補助金」については、補助金削減による生活保護受給者を含む要援護者、福祉事務所、関係機関その他関係者等の混乱、停滞をきたさないよう、前年までと同様に10/10の補助金を確保すること。
- (2) セーフティネット支援対策等事業は、自立支援プログラム策定実施推進、生活保護適正実施推進など生活保護制度を適正かつ適切に運営するほか、地域社会のセーフティネット機能強化等のための役割を担う重要な事業である。このため、平成26年度以降もこれまでと同様に10/10の補助金を確保すること。